

第2次茨城県自殺対策計画 アクションプラン

「誰も自殺に追い込まれることのない茨城」を目指して

令和6(2024)年3月
茨城県

目次

1 基本的事項	……1
2 現状	……3
3 施策体系	……7
4 基本方針	……8
5 アクションプランの取組内容	……9
6 アクションプランの取組目標	……15

1 基本的事項

(1) 計画・アクションプラン策定の趣旨

全国の年間自殺者数は、平成 10（1998）年に急増し、3 万人を超え、その後も高い水準が続いていましたが、平成 22（2010）年以降は減少を続け、令和元（2019）年は 2 万人を下回りました。しかし、令和 2（2020）年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となる得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は 11 年ぶりに前年を上回り、その後、2 万人あまりで推移しています。（※1）また、自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）は主要先進 7 カ国の中で最も高くなっています。（※2）

平成 10（1998）年以降、自殺者数が 3 万人前後で推移していたことを受け、国において、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」が制定され、平成 28（2016）年には、都道府県、市町村に自殺対策計画を義務づけるなどとする改正が行われました。また、国が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が令和 4（2022）年 10 月に閣議決定されたところです。

本県においても、自殺対策に総合的に取り組んでいくため、平成 31（2019）年 3 月に「茨城県自殺対策計画」を策定し、様々な分野における関係機関・団体がそれぞれの役割を担いながら自殺対策に取り組んできました。

本県の自殺者数は、ピーク時の平成 19（2007）年の 770 人と比べると、令和元（2019）年には 470 人と約 39%減少しましたが、全国と同様に令和 2（2020）年に増加に転じ、令和 4（2022）年の自殺者数は 502 人と全国ワースト 11 位で、依然として、500 人以上の方が自ら大切な命を落としているという深刻な事態が続いています。（※1）

令和 4（2022）年 10 月の大綱の見直しでは、自殺総合対策における基本認識として「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」が新たに追加されるとともに、重点施策として新たに「女性の自殺対策を更に推進する」が追加されたところです。

本県においては、大綱に沿って新たに策定した自殺対策計画を中心に、県、市町村、関係機関、民間団体、そして県民が一体となり、一人ひとりのかけがえのない大切な命を守り、支えていくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない茨城」を改めて目指していきます。

（※1）厚生労働省「人口動態統計」（死亡日・住所地）

（※2）世界保健機関資料（2023 年 2 月）より厚生労働省自殺対策推進室作成

(2)計画・アクションプランの位置付け

茨城県自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第1項に基づき、国の大綱及び本県の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

茨城県自殺対策計画の施策の方向性は、本県の保健医療の基本計画である「保健医療計画」と同じであるため、「第8次茨城県保健医療計画」の「第1章第2節 医療体制の確立」の「5 精神疾患」中の「ソ 自殺対策」の部分を「第2次茨城県自殺対策計画」とし、具体的な施策の取組及び進行管理を行うものとして、計画とは別にアクションプランを策定することとします。

また、「茨城県総合計画」をはじめ、関連する県の他の計画との整合性を図り策定します。

(3)計画期間

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）

(4)計画の数値目標

「第2次茨城県自殺対策計画」として位置付けている「第8次茨城県保健医療計画」において、令和7（2025）年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を10.4以下とする数値目標を設定しました。

(5)進行管理

アクションプランに掲げる施策の進捗状況等について、毎年度検証・評価を行い、自殺対策連絡協議会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

2 現状

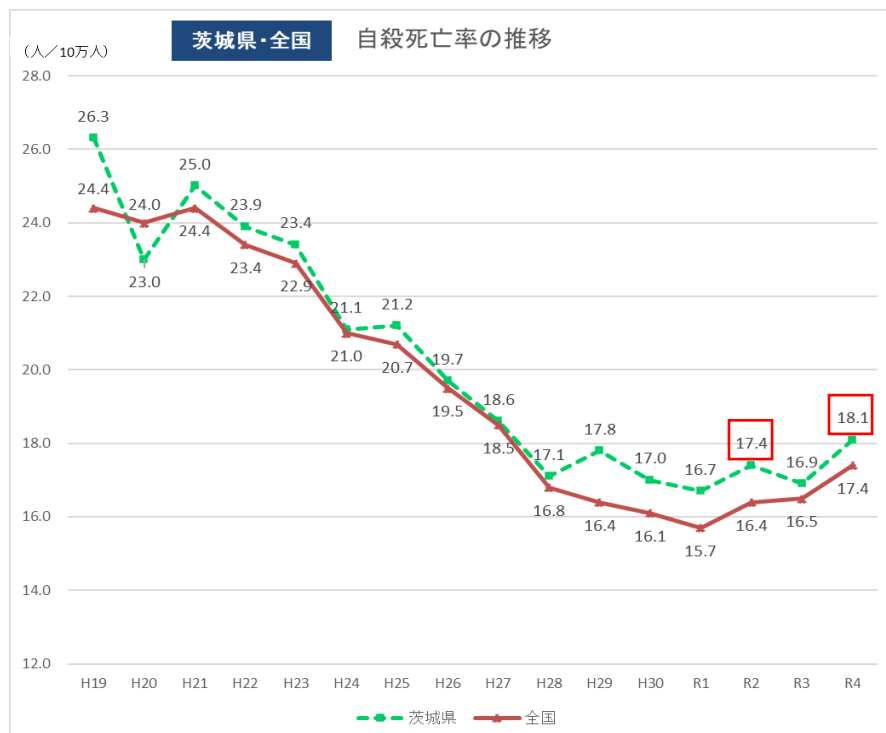
(1) 自殺者数・自殺死亡率

本県の自殺者数は、平成 19（2007）年をピークに、平成 22（2010）年以降減少傾向が続いていましたが、令和 2（2020）年に 488 人と増加に転じ、令和 4（2022）年は 502 人と過去 5 年間で最も多くなっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」（死亡日・住所地）

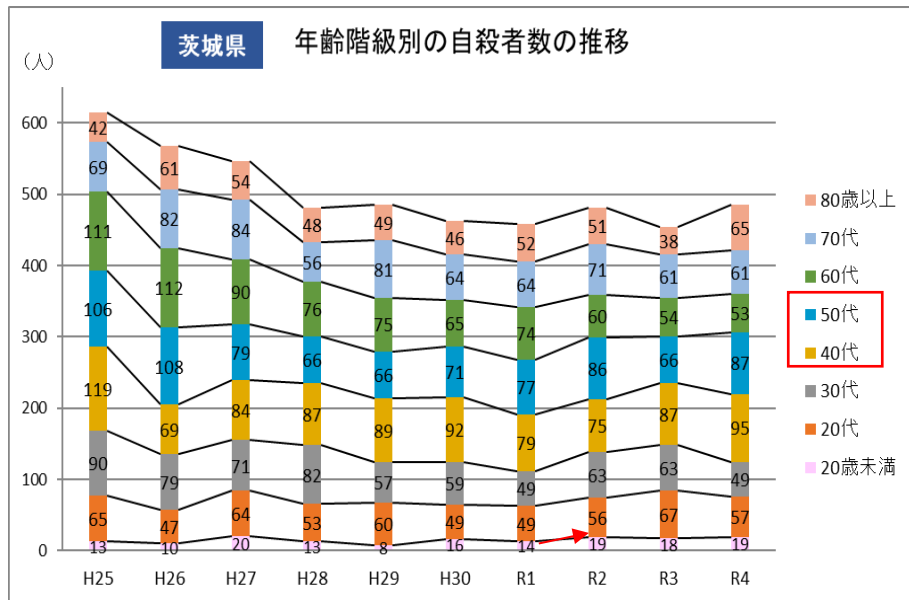
また、自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）も、自殺者数と同様、令和 2（2020）年に 17.4 と増加に転じ、令和 4（2022）年は 18.1 と全国平均を上回っています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」（死亡日・住所地）

(2) 年齢階級別

本県の自殺者数を年齢階級別にみると、40代と50代は横ばいが多い傾向にあります。また、20歳未満は令和2（2020）年に増加して以降、増加傾向が続いています。

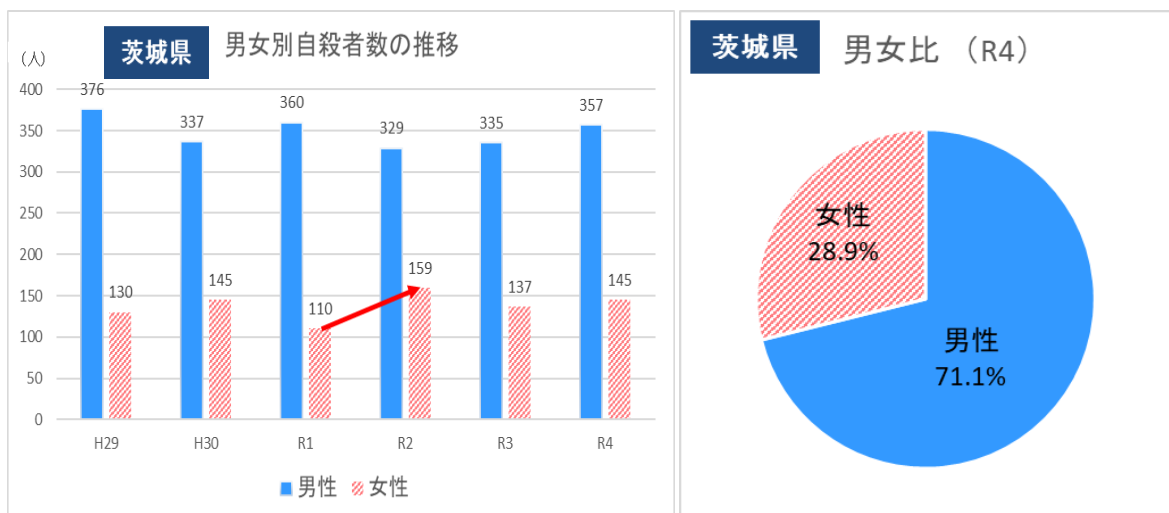


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（発見日・発見地）

※不詳は除く。

(3) 性別

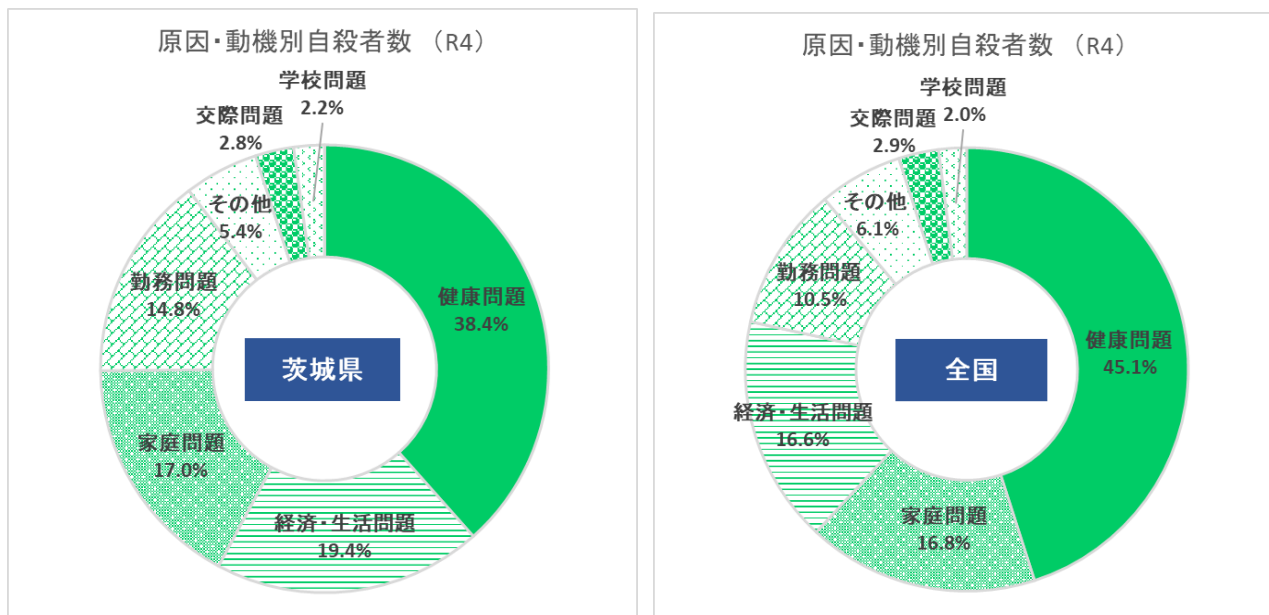
本県の自殺者数を男女別にみると、女性よりも男性の方が多く、概ね7対3で推移しています。男性の自殺者数は概ね横ばいですが、女性は令和2（2020）年に増加に転じ、令和4（2022）年は145人となっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」（死亡日・住所地）

(4)原因・動機別

本県の自殺者数を原因・動機別で見ると、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」の順となっています。

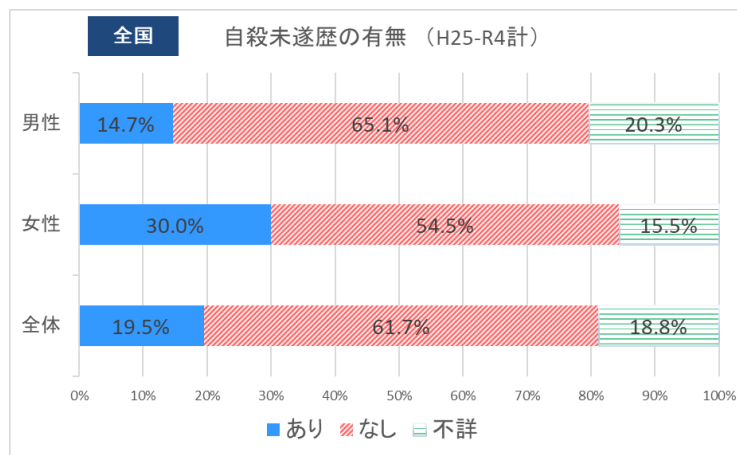
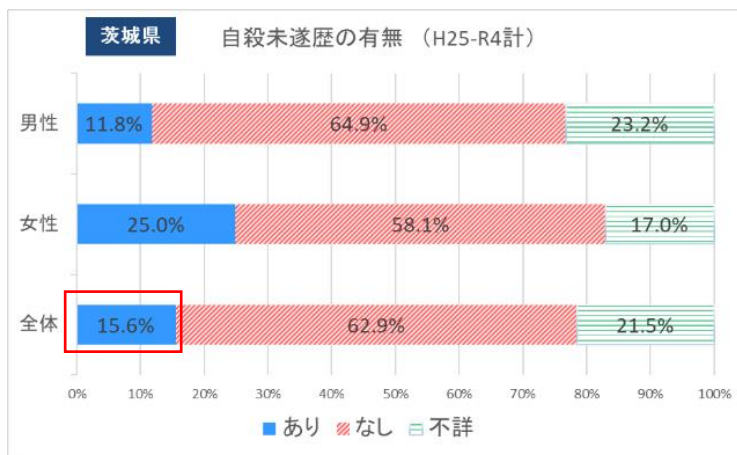


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(発見日・発見地)

※不詳は除く。

(5)自殺未遂歴の有無

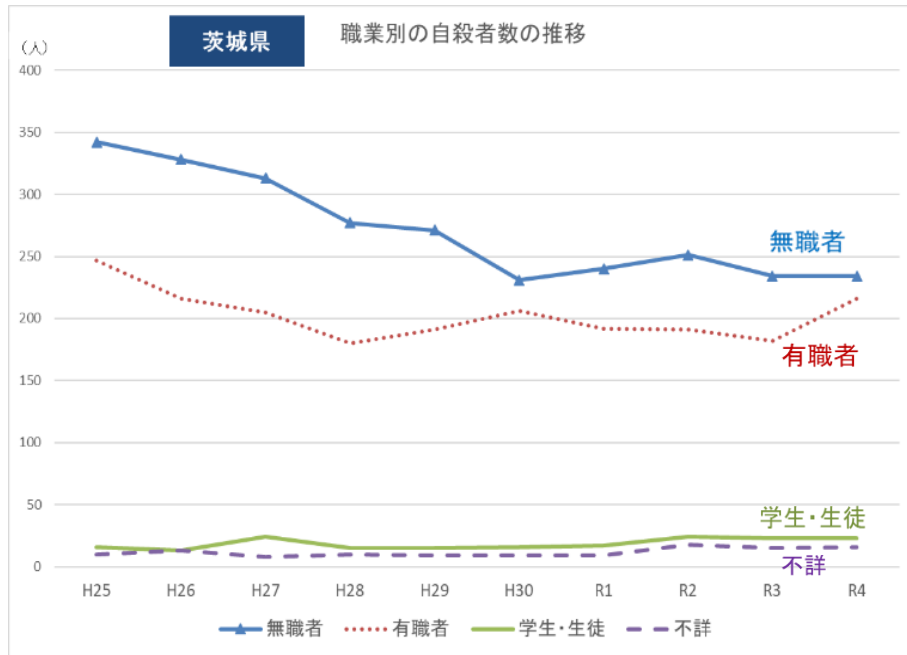
本県の自殺者数における自殺未遂歴の有無をみると、全体の約15%が自殺未遂歴「あり」となっており、男性に比べて女性のほうが自殺未遂歴「あり」が多くなっています。



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(発見日・発見地)

(6) 職業別

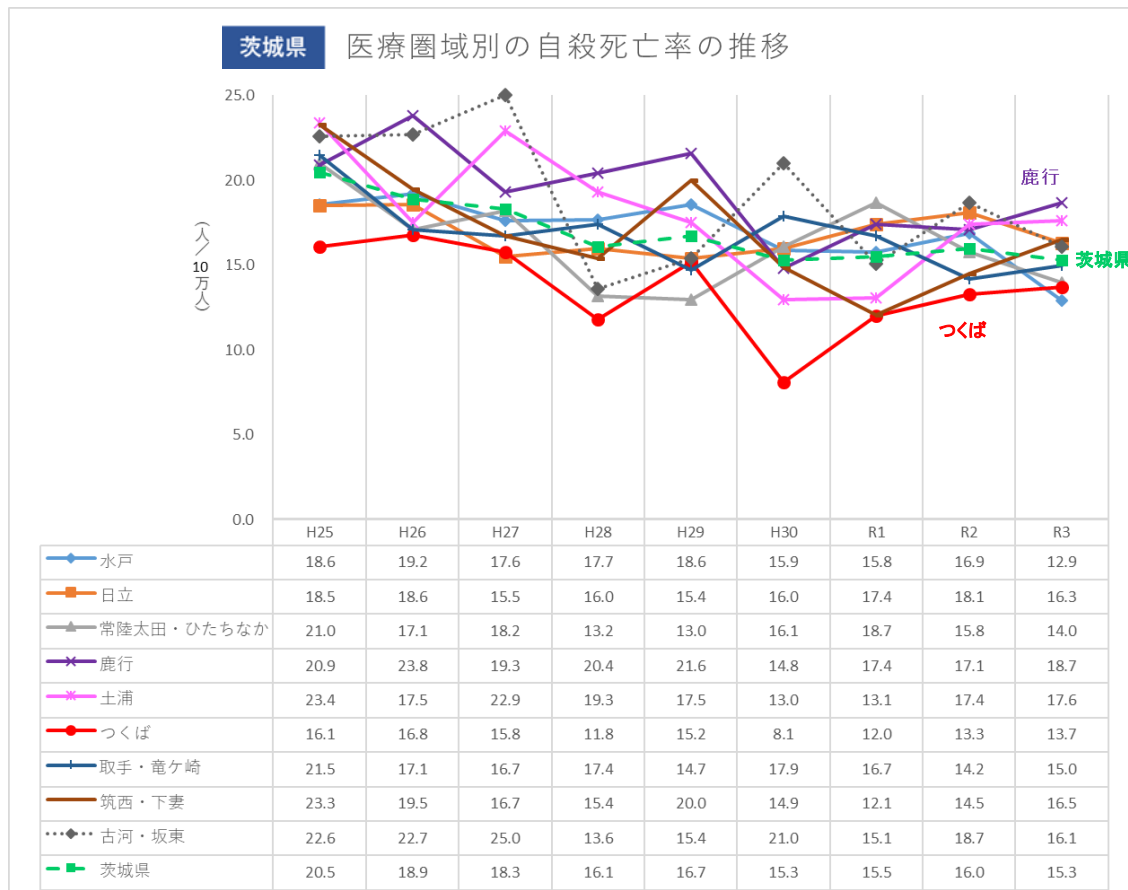
本県の自殺者数を職業別にみると、無職者が最も多くなっています。無職者は年々減少傾向にあります、有職者は増加傾向にある状況です。



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(発見日・発見地)

(7) 医療圏域別

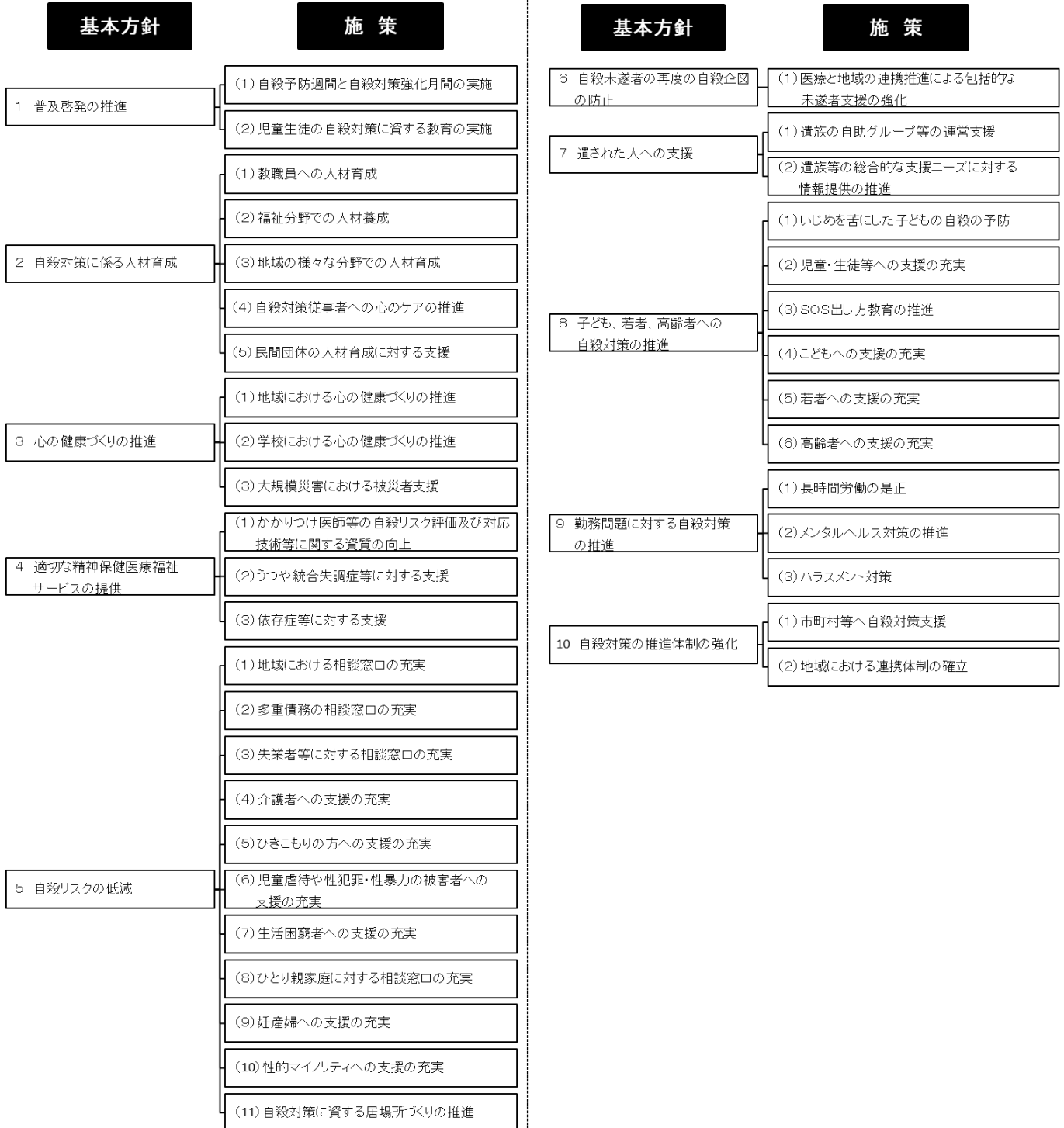
本県の医療圏域別の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は、鹿行圏域は茨城県平均より多く、つくば圏域は少ない傾向にあります。



出典:厚生労働省「地域自殺実態プロフィール」(自殺日・住居地)

3 施策体系

本県の今後の取り組みについては、令和4（2022）年10月に閣議決定された大綱に基づき実施します。



4 基本方針

1 普及啓発の推進

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得ること」について理解を深め、自殺対策における県民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動に取り組みます。

2 自殺対策に係る人材育成

自殺リスクの高い人を早期に発見し、対応するため、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るなどの役割を担う人材を育成します。

また、自殺の要因は、多岐にわたることから、行政と関係機関が協働して、職場や学校、地域など様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

3 心の健康づくりの推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、地域、学校等における心の健康づくりを推進します。

また、地震等の大規模災害の被災者の心のケアについても、引き続き取り組みます。

4 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、これらの人々が適切な精神科医療を確実に受けられるよう支援体制を整備します。

5 自殺リスクの低減

様々な分野において、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を推進します。

6 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止

自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いことから、警察や消防などで対応した自殺未遂者や、救急病院等へ搬送・入院となった自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、関係機関と連携を推進します。

7 遺された人への支援

自殺により遺された人の心理的影響を和らげるため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援します。

8 子ども、若者、高齢者への自殺対策の推進

子ども、若者、高齢者ではライフステージや立場ごとに置かれている状況が異なるため、それぞれの集団に置かれている状況に沿った自殺対策を推進します。

9 勤務問題に対する自殺対策の推進

過労死・過労自殺を防止するため、勤務問題に関する相談窓口の設置や、企業における働き方改革を促進するための普及啓発を実施します。

10 自殺対策の推進体制の強化

県、市町村、関係機関、民間団体等が、それぞれの役割を担い、アクションプランに掲げる施策を連携して実施するため、自殺対策の推進体制を強化します。

5 アクションプランの取組内容

基本方針	施策項目	事業・取組名	取組内容	担当所属
1 普及啓発の推進	(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	県民への自殺予防啓発	「自殺予防週間(9月10日～16日)」や「自殺対策強化月間(3月)」に合わせ、心の悩みなどに関する各種相談窓口や、うつ病のセルフチェック項目等について記載したリーフレット等を作成・配布するとともに、県広報媒体等により集中的に広報啓発を行い、県民に対して自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	障害福祉課
	(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	児童生徒へのSOSの出し方教育の推進	各学校において各教科等の授業等の一環として、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用したSOSの出し方に関する教育を年1回以上実施します。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		教育相談体制の充実	長期休業前などに向けて、自殺予防の取組に関する周知の実施や、PCやタブレットを活用したオンライン相談窓口の設置を通して、自殺の未然防止やリスクの早期発見を図ります。	義務教育課 高校教育課
		心の教育の推進	道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、命の尊さ等について考えを深める学習を行います。	義務教育課 高校教育課
2 自殺対策に係る人材育成	(1) 教職員への人材育成	教職員の資質向上	子どもが出したSOSへの気付きの力を高め、適切に対応できるよう教職員の資質の向上を図ります。 ① 管理職研修会や生徒指導教員連絡協議会や教育研修センター研修講座などにおいて、いじめや自殺対応についての研修会を実施します。 ② 各学校における校内研修にカウンセリングアドバイザーやカウンセラーを派遣し、「子どもの心」の理解促進を図ります。 ③ 子どもの些細な言動から個々の置かれた状況や心理状況を推し量ることができる感性を高めるための研修等、子どもに対する教職員の適切な対応の徹底を図ります。 ④ 困ったときには何でも相談できる子どもと教職員の信頼関係づくりや相談しやすい雰囲気づくり等、子どもの心に寄り添う校内の環境づくりを推進します。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		教職員へのゲートキーパー養成研修の実施	教職員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施し、子どものメンタルヘルスの課題等について正しく理解し、支援できるよう人材養成に努めます。	地域自殺対策推進センター
	(2) 福祉分野での人材養成	介護支援専門員への研修の実施	介護が必要な高齢者に対し、必要なケアマネジメントを行う介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施します。	健康推進課
		地域包括支援センター職員への研修の実施	高齢者の総合的な生活支援の中核となる地域包括支援センターの機能強化のため、地域包括支援センター職員に対し、ゲートキーパーに関する研修の実施等、必要な知識や技術を習得するための研修を実施します。	地域自殺対策推進センター 健康推進課
		民生委員・児童委員への研修の実施	民生委員・児童委員研修において、心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施します。	福祉政策課
	(3) 地域の様々な分野での人材養成	消費生活相談員への研修の実施	消費者からの契約トラブル等に関する相談対応を行っている県消費生活センターの消費生活相談員について、国民生活センター等で実施する研修へ参加することにより一層の資質向上を図るとともに、市町村相談窓口の相談員に対し、相談対応能力向上のための研修会や消費生活相談員等養成講座を開催します。	生活文化課 消費生活センター
		多重債務相談窓口の資質向上	多重債務問題の対応相談窓口における適切な相談対応に資するため、「多重債務者生活再建の手引」を作成し、相談窓口などの関係機関に配布します。	生活文化課 消費生活センター
		生活困窮者相談支援員への研修の実施	生活困窮者の自立支援に携わる自立相談支援機関の相談支援員等の資質の維持・向上のための研修会を実施します。	福祉政策課
		薬剤師の資質向上	薬局薬剤師に対し、医薬品の適正使用や重複投薬等に関する研修を実施し、患者の服薬情報の一元的管理を行う「かかりつけ薬局」を推進します。特に向精神薬などの過量服薬は、自殺につながる恐れがあるため 薬剤師の資質向上に努めます。	薬務課
		県民へのゲートキーパー養成	県民一人ひとりが、身近な方の自殺企図のリスクに気付き、声掛けや見守りなどの必要な対応を適切に行うことができるよう、ゲートキーパーの養成と普及啓発を図ります。	障害福祉課 地域自殺対策推進センター 保健所
		相談支援職員へのゲートキーパー養成研修の実施	さまざまな悩みを抱えた方に対し相談支援を行う職員等が、自殺企図のリスクに気付き、早期支援することができるよう、各種相談支援機関の職員等を対象に行われる研修会において、ゲートキーパーに関する研修を実施します。	地域自殺対策推進センター
		ゲートキーパー指導者養成研修の実施	ゲートキーパー養成者数を増やすため、市町村等においてゲートキーパーを養成するための指導的立場の人材を養成します。	地域自殺対策推進センター
		関係団体等への支援	各市町村及び各種団体が実施するゲートキーパー養成研修(フォローアップのための研修を含む)について、助言、講師の派遣、各種資料・情報提供などの支援を行います。	地域自殺対策推進センター

基本方針	施策項目	事業・取組名	取組内容	担当所属
2 自殺対策育成に係る人	(4)自殺対策従事者への心のケアの推進	自殺対策従事者への支援	自殺に関する相談業務(ハイリスク者、自殺企図者、自死遺族への相談支援を含む)に携わる職員に対し、助言・指導及びこころのケアを含めた支援を推進します。	地域自殺対策推進センター
	(5)民間団体の人材育成に対する支援	民間団体への人材育成支援	精神的危機に直面している人の相談に応じる社会福祉法人茨城いのちの電話の電話相談員の養成事業に対して支援します。	障害福祉課
3 心の健康づくりの推進	(1)地域における心の健康づくりの推進	心の健康に関する相談事業	精神保健福祉センターや保健所における心の健康に関する相談事業等の取組を充実強化していきます。	精神保健福祉センター 保健所
	(2)学校における心の健康づくりの推進	不登校児童生徒支援教員の加配	不登校生徒数が特に多い公立中学校に不登校解消支援教員を加配し、校内に教職員、スクールカウンセラー、関係機関の職員等によるサポートチームを編成します。	義務教育課
		教育支援体制整備事業	いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解消を図るため、公立小中学校及び高等学校等にカウンセリングについて専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させます。 また、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを、支援を必要としている公立小中学校等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりすることにより、問題を抱える児童生徒や家庭への支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力向上を図ります。	義務教育課 高校教育課
		学校サポートチームの派遣	生徒のいじめや暴力などの問題行動や、不登校、児童虐待等が大きな社会問題となっていることから、高等学校では、学校サポートチームとして、事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを派遣し、教職員・保護者等に対し助言・援助等を行うことにより、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒指導體制、教育相談体制の充実を図ります。	高校教育課 特別支援教育課
		保護者等へのSOS出し方教育の推進	児童生徒が出したSOSの受け手となれるよう、保護者や児童生徒と関わる地域の支援者に対し、「SOSの出し方に関する教育」の取組について情報発信を行います。	義務教育課 高校教育課
	(3)大規模災害における被災者支援	DPATによる被災者支援	大規模災害の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム(災害派遣精神医療チーム《DPAT》)を設置します。	障害福祉課
4 適切な精神保健医療福祉サービスの提供	(1)かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上	精神科救急医療体制連絡調整委員会	自殺未遂者への治療に当たっては、精神科医療機関と身体科医療機関との連携が不可欠であることから、精神科救急医療体制連絡調整委員会等を活用しながら、相互理解及び連携強化を図るとともに、各地域における医療連携体制の整備を進めます。	障害福祉課
		精神保健連携基盤強化事業	自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急搬送等により診察した自殺未遂者に対して身体的治療に加えて、心のケアや精神科病院へのつなぎを適切に行うことができるよう、関係者を対象とした研修会や会議等により、精神科医療機関と身体科医療機関の連携体制の整備を図ります。	障害福祉課
		医療従事者うつ病・自殺予防対応力向上研修事業	自殺企図のハイリスク者は、うつ状態や精神疾患の自覚がないまま、頭痛・食欲不振等の症状により一般(身体科)医療機関を受診する場合がありますことから、かかりつけ医師等に対し精神疾患に関する研修会を実施し、うつ病等の精神障害に係る診療知識・技術の向上を図るとともに、精神科医との連携強化を図ります。	障害福祉課
	(2)うつや統合失調症等に対する支援	精神保健相談	保健所による「こころの健康相談」や精神保健福祉センターによる精神保健相談を通して、地域における、うつや統合失調症等の精神的な健康不安のある人に対して相談指導を実施します。	精神保健福祉センター 保健所
	(3)依存症等に対する支援	依存症対策	依存症(アルコール、薬物、ギャンブル、インターネット等)の当事者・家族を対象とした、電話・面接(予約制)対応、メールによる相談対応を実施します。また、当事者の回復支援プログラムや家族教室を行うとともに、関係機関への助言指導や依存症に関する相談援助技術の向上および正しい知識の普及のための各種研修を実施します。	精神保健福祉センター
		依存症専門機関・依存症治療拠点医療機関の選定	依存症の専門医療機関や専門医療機関の連携拠点となる治療拠点機関の選定し、依存症患者が適切な医療を受けられるよう支援します。	障害福祉課

基本方針	施策項目	事業・取組名	取組内容	担当所属
5 自殺 リスク の 低減	(1)地域における相談窓口の充実	電話等の相談事業	県民が気軽に相談できる窓口として、精神保健福祉センターによる面接相談や電話相談「いばらきこころのホットライン」、各保健所による「こころの健康相談」を実施します。	精神保健福祉センター 保健所
		SNS相談事業	若者のコミュニケーション手段として広く普及しているSNSを活用した相談事業を実施します。	障害福祉課
		情報提供及び啓発	悩みを抱えている方の問題解決を図るため、適切な支援策や相談窓口に関する情報を容易に得ることができるよう、リーフレットやインターネット検索連動広告の活用等により、情報発信の充実を図ります。	障害福祉課
		電話相談活動への支援	精神的危機に直面している人の相談に応じる「いのちの電話」について、県民に周知を図るとともに、社会福祉法人茨城いのちの電話が行う電話相談活動を支援します。	障害福祉課
	(2)多重債務の相談窓口の充実	多重債務相談窓口の整備	県や市町村消費生活センター等の相談窓口において、多重債務に係る相談対応を行うとともに、法律相談の希望者に対しては弁護士・司法書士への誘導を行います。	生活文化課 消費生活センター
		無料法律相談会の開催	県弁護士会、茨城司法書士会、法テラス等の関係機関との連携により「無料法律相談会」を開催します。	生活文化課 消費生活センター
	(3)失業者等に対する相談窓口の充実	再就職支援	いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、内職相談、職業適性診断、キャリアカウンセリング、職業紹介等の就職支援サービスをワンストップで実施します。	労働政策課
	(4)介護者への支援の充実	介護者への支援	介護うつ予防など介護者の精神的ケアに対応するため、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務の充実、強化を図ります。	健康推進課
	(5)ひきこもりの方への支援の充実	ひきこもり相談支援センター事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、ひきこもり問題を抱えた当事者・家族及び関係機関の支援者からの相談に応じ、各々の状況から医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な機関につなげます。 また、ひきこもり相談支援センターのサテライト(保健所)においても、精神科医や保健所職員による相談対応を行います。	障害福祉課
		保健所における居場所づくり等の実施	ひきこもり相談支援センターのサテライト(保健所)において、ひきこもり者の居場所、家族の交流の場を提供します。	障害福祉課
		ひきこもり者の居場所づくり普及促進事業	社会福祉法人やNPO人に対して居場所づくり事業の実施ノウハウを学ぶ研修会を実施し、ひきこもり支援団体の増加及び既存団体の支援技術向上を図ります。	障害福祉課
	(6)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	児童虐待に係る電話相談窓口の整備	児童虐待に係る24時間対応の電話相談「いばらき虐待ホットライン」や、SNS相談窓口「親子のための相談LINE」を実施します。 また、子どもの対応に苦慮している親に対し、ペアレント・トレーニングの手法を用いたプログラムを実施する等、児童相談所や市町村における親子再統合(親子関係再構築)支援の充実を図り、児童虐待の未然防止・再発防止を推進します。	青少年家庭課
		性犯罪被害に係る電話相談窓口の整備	性犯罪・性暴力被害者の精神的負担の軽減を図るため、24時間対応の性犯罪被害相談電話「勇気の電話」における相談事業を実施します。	警察本部警務課
	(7)生活困窮者への支援の充実	生活困窮者への支援の充実	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、自立支援計画を作成し関係機関と連携しながら就労等について支援を行うことにより、生活困窮者の自立促進を図ります。 また、生活困窮に関する業務を担っている他の行政機関や民間機関とで構成する支援会議の設置・運営やアウトリーチの実施により、生活困窮者の早期の把握及び確実な相談支援等につなげるよう努めます。 さらに、市も含めた自立相談支援機関同士の情報交換やノウハウの共有化、ハローワークなどの就労支援機関との連携・協力関係をより密にした就労支援に取り組むほか、担当者の資質向上のための研修会の開催などにより、生活困窮者への支援の充実を図ります。	福祉政策課
	(8)ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	ひとり親家庭への支援	県民センター及び福祉相談センターに母子・父子自立支援員兼母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親等からの、就労、育児、経済的支援等にかかる相談に応じます。また、ひとり親の就労に向けた母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら自立を支援します。 母子・父子福祉センターにおいて、生活や養育費等に関する一般相談、弁護士等による特別相談等の生活支援サービスを提供します。	青少年家庭課

基本方針	施策項目	事業・取組名	取組内容	担当所属
5 自殺リスクの低減	(9) 妊産婦への支援の充実	産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安等を抱える方等で、産婦及び乳児(出産後1年以内の母子)を対象に、心身のケアや育児のサポート等を実施する市町村の産後ケア事業を推進します。	少子化対策課
		産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間や産後1カ月など出産後間もない時期の産婦に対し、市町村が実施する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)を推進します。	少子化対策課
		乳児家庭全戸訪問事業	市町村において、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握するほか、養育について相談に応じることにより、地域社会からの孤立を防ぎ、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討を行うため実施している、生後4か月までの乳児のいるすべての世帯への訪問事業を推進します。	少子化対策課
		伴走型相談支援	出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を市町村の創意工夫により実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援(市町村事業)を推進します。	少子化対策課
		要支援妊婦支援体制整備事業	医療と行政の連携体制を強化し、養育能力に問題があり、子どもの発育発達に支障を来す恐れのある妊産婦の早期把握及び早期支援を図るため、連携会議、ケース会議(情報交換・事例検討)及び研修会を実施します。	少子化対策課
		助産師なんでも出張相談事業 いばらき妊娠・子育てほっとライン	育児不安や産後うつ発症のリスクを軽減し、母子の愛着形成と子どもの健やかな成長を促進するため、産後4か月未満の母親とその子どもを対象とした「助産師なんでも出張相談事業」や、妊娠等に関する専門相談窓口(電話・LINE)を開設し、予期せぬ妊娠や若年・未婚の妊娠、出産後の育児等妊娠・出産に関する悩みを持つ妊婦やその夫等が適時に相談できる「いばらき妊娠・子育てほっとライン」事業を実施します。	少子化対策課
		産科医療機関と精神科医療機関の連携	産科と精神科医療機関との連携及び精神保健福祉と母子保健との連携体制を充実させていきます。	障害福祉課 少子化対策課
	(10) 性的マイノリティへの支援の充実	性的マイノリティに係る相談窓口の整備	県内の性的マイノリティの当事者の方や家族、学校及び企業等で当事者に接する方等が抱えている不安や悩みなどの個別相談に関して、相談員による相談支援を実施します。	福祉政策課
	(11) 自殺対策に資する居場所づくりの推進	居場所づくりの推進	生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者など、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、地域で活動する社会福祉法人やNPO法人等との連携も図りながら、孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。	障害福祉課
	6 自殺未遂者の防止	(1) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	自殺未遂者支援	こころの医療センターに入院した自殺未遂者患者を対象に、医師や看護師などの多職種支援チームが、自殺のリスク評価や自殺に関する心理教育を実施し、地域と連携し、未遂者支援を行っていきます。
自殺ハイリスク者への伴走型支援			自殺未遂者等の自殺ハイリスク者への対応として、医療機関、警察、各種相談窓口等から自殺ハイリスク者の情報を把握し、本人が抱える課題解決のため、カウンセリングや関係機関へのつなぎ・同行支援等の伴走型支援に取り組んでいきます。	障害福祉課
7 遺された人への支援	(1) 遺族の自助グループ等の運営支援	遺族の自助グループ等の運営支援	遺族が思いを語ることで、前向きに生きる手助けをするため自死遺族会が開催する集会や、学習会等に対する補助事業を実施します。	障害福祉課
	(2) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進	遺族への相談支援	自死遺族等に対する相談対応を行い、遺族の様々な悩みに対し、適切な情報提供に努めます。	精神保健福祉センター

基本方針	施策項目	事業・取組名	取組内容	担当所属
8 子ども、若者、高齢者への自殺対策の推進	(1)いじめを苦しめた子どもの自殺の予防	いじめ問題対策推進事業	児童生徒のいじめ問題による自殺を防止するため、いじめ解消サポーター(警察OB、臨床心理士、社会福祉士、部活動指導者OB等の専門家)を市町村教育委員会や学校等に派遣し、直接児童生徒への関わりを持ちながら、いじめの早期対応、早期解消に向けて連携して取り組みます。 また、いじめ・体罰解消サポートセンターにおいて、電話やFAX、来所等での相談や情報提供に対応し、市町村・学校及び専門家と連携していじめ等の早期発見、早期解消を図るとともに、当センターの周知のためのカードを作成し、周知徹底を図ります。	義務教育課
	(2)児童・生徒等への支援の充実	教育相談体制の充実	長期休業前などに向けて、自殺予防の取組に関する周知の実施や、PCやタブレットを活用したオンライン相談窓口の設置を通して、自殺の未然防止やリスクの早期発見を図ります。【再掲】	義務教育課 高校教育課
	(3)SOS出し方教育の推進	児童生徒へのSOSの出し方教育の推進	各学校において各教科等の授業等の一環として、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用したSOSの出し方に関する教育を年1回以上実施します。【再掲】	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		保護者等へのSOS出し方教育の推進	児童生徒が出したSOSの受け手となるよう、保護者や児童生徒と関わる地域の支援者に対し、「SOSの出し方に関する教育」の取組について情報発信を行います。【再掲】	義務教育課 高校教育課
	(4)こどもへの支援の充実	子ども専用電話相談窓口の整備	24時間対応の子ども専用電話相談窓口において、子どもたちが抱える不安や悩み、不満・怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図ります。	義務教育課
		居場所づくりや生活支援の充実	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援、悩みや進学に関する助言等を行うとともに、子どもが安心して通える場所の提供や子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及びその保護者への助言などの生活支援を行います。 また、高校中退を防止するための相談対応、高校生世代に対する進学及び就労などの将来への意欲向上に向けた助言等を行います。	福祉政策課
		経済的困難を抱える子どもへの支援	児童養護施設退所者等に対して、自立支援資金の貸付を実施し、進学や就職等を支援します。 また、退所後のアフターケア、社会復帰など必要な支援を行う体制を整備するとともに、20歳以上で引き続き支援が必要な方に対し、生活費等の援助を行い、社会的自立を支援します。	青少年家庭課
		ヤングケアラーの認知度向上・理解促進	県ホームページ、県広報誌、SNS等を活用した広報・啓発を行うとともに、教育庁と連携してヤングケアラー向けの啓発動画や電子リーフレットを活用した啓発活動を実施します。	福祉政策課
	(5)若者への支援の充実	思春期相談事業	思春期における心の悩みを抱える当事者・家族および関係機関の支援者を対象に、電話及び面接による相談支援を行うとともに、当事者および保護者を対象としグループ活動や一般県民を対象としたセミナーを実施します。	精神保健福祉センター
	(6)高齢者への支援の充実	地域包括ケアシステムの構築	市町村による地域包括ケアシステムや、高齢者に限らずすべての要介護者を支援対象とする「茨城型地域包括ケアシステム」を推進することにより、自殺企図のハイリスク者に対する包括的な支援体制の構築・強化を図ります。	健康推進課
		生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステムの実現に向け、生活支援コーディネーターや市町村職員への研修等の実施により、市町村における生活支援体制整備を促進し、地域の実情に応じた支え合い体制づくりを推進します。	健康推進課
		地域での支え合いの推進	県老人クラブ連合会等と連携し、元気な高齢者の能力を活用し、ひとり暮らし高齢者等を地域社会全体で見守る環境を醸成し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を図ります。	長寿福祉課
		介護予防	高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促す市町村による介護予防事業の取組を総合的に支援します。	健康推進課
		シルバーリハビリ体操	介護予防のためのシルバーリハビリ体操について、地域で体操の普及活動を行う指導士の養成を通じて、体操教室の開催を促進し、高齢者の健康づくり・社会参加を促進します。	長寿福祉課
		健康づくり・社会参加	高齢者の健康づくり・社会参加を促進するため、県社会福祉協議会及び県老人クラブ連合会等と連携して、各種大会・教室の開催を支援します。 ・高齢者のスポーツ、健康づくり及び社会参加活動等を促進する事業・・・全国健康福祉祭への参加、茨城県健康福祉祭(スポーツ大会、文化展)の開催、ニュースポーツ教室の開催等	長寿福祉課
		生きがいづくり	様々な学習機会や活動場所の提供により、高齢者が生きがいを感じながら地域社会に参加できるよう体制整備を図ります。 ① 現代的課題対策講座など、高度化・多様化する県民のニーズに対応した広範囲で高度な学習を提供。 ② ボランティア養成研修等を通して、自ら学んだ知識や経験を、ボランティアとして地域貢献に生かす場の提供。	生涯学習課

基本方針	施策項目	事業・取組名	取組内容	担当所属
9 勤務問題に対する自殺対策の推進	(1)長時間労働の是正	働き方改革の推進	企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。	労働政策課
	(2)メンタルヘルス対策の推進	いばらき健康経営推進事業所認定制度	従業員の健康づくり(メンタルヘルス対策を含む)に取り組む事業所等を「いばらき健康経営推進事業所」として認定することにより、働く世代の健康増進に向けた取組を推進します。	健康推進課
		メンタルヘルス対策の推進	地域保健、職域保健及び関係機関等で構成する「地域・職域連携推進協議会」を活用して、各団体等が実施する保健事業の情報共有と連携事業の実施などを通じて、メンタルヘルス対策を推進します。	健康推進課
	(3)ハラスメント対策	ハラスメント対策	いばらき労働相談センターにおいては、労働条件、解雇や配置転換に加え、セクハラやパワハラなどのハラスメントに係る労働相談にも対応します。	労働政策課
10 自殺対策の推進体制の強化	(1)市町村等へ自殺対策支援	情報収集等	国の自殺対策推進センターと連携を図り、地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行います。	地域自殺対策推進センター
		自殺対策計画支援	市町村自殺対策計画の策定に必要な技術的支援及び情報提供を行います。	地域自殺対策推進センター
		管内の連絡調整	地域における関係機関により構成される連絡調整会議の開催や、地域の自殺対策ネットワークの強化に向け、取り組みます。	地域自殺対策推進センター
		事業に対する相談支援	市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援を行います。	地域自殺対策推進センター
		人材育成研修の実施	保健・福祉・医療・労働等の関係機関において、自殺を考えている人、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる人等に対して、適切な支援手法等に関する研修等を実施します。	地域自殺対策推進センター
		自殺未遂者及び自死遺族支援に対する指導等	市町村や民間団体が自殺未遂者及び自死遺族を支援するにあたり、必要な指導・助言や情報提供を行います。	地域自殺対策推進センター
	(2)地域における連携体制の確立	茨城県自殺対策連絡協議会	県内の保健、医療、福祉、教育、労働等に関係する機関や団体で構成される「県自殺対策連絡協議会」を通じて、市町村・支援機関・医療機関及び自殺対策関係団体等の連携・協力体制や、自殺企図のハイリスク者に対する包括的な支援体制の構築・強化など総合的な自殺対策の推進を図ります。	障害福祉課

6 アクションプランの取組目標

基本方針	目標項目	基準値	目標値	担当所属	データソース
		2023(R5)	2029(R11)		
自殺対策に係る人材育成	ゲートキーパー研修受講者数(累計)	4,014人 (R4年度)	32,000人 (R11年度)	障害福祉課 精神保健福祉センター 保健所	障害福祉課調べ
	ゲートキーパー指導者養成研修受講者数(累計)	184人 (R4年度)	530人 (R11年度)	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター調べ
適切な精神保健医療福祉サービスの提供	自損行為による救急搬送人員	1,000人 (R4年)	575人 (R7年)	障害福祉課 (消防安全課)	総務省消防庁「救急事故等報告要領に基づく年報報告」
	依存症相談拠点機関における相談者数	アルコール依存症 面接(実件数):12 電話(延件数):245 メール(延件数):55	アルコール依存症 面接(実件数):16 電話(延件数):319 メール(延件数):72	障害福祉課	障害福祉課調べ
		薬物依存症 面接(実件数):20 電話(延件数):136 メール(延件数):9	薬物依存症 面接(実件数):26 電話(延件数):177 メール(延件数):12		
ギャンブル等依存症 面接(実件数):15 電話(延件数):150 メール(延件数):37	ギャンブル等依存症 面接(実件数):20 電話(延件数):195 メール(延件数):48	(R4年度)	(R11年度)		
自殺リスクの低減	支援により就労・増収につながった生活困窮者の割合	7.3% (R4年度)	20% (R11年度)	福祉政策課	厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」
自殺未遂者の再度の自殺企図の防止	自殺未遂者への退院後訪問人数	13人 (R4年度/ 研究の同意者)	60人 (R11年度)	病院局	病院局調べ
	よりそい型相談支援者数	39人 (R4年度)	60人 (R11年度)	障害福祉課	障害福祉課調べ
子ども、若者、高齢者への自殺対策の推進	1人1台端末等を活用したSOSの早期把握に関する取組の実施率	64.9% (R5年度)	100% (R11年度)	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	教育庁調べ
	生活支援協議体(日常生活圏域)の議論により開始した支え合い活動数	93 (R4年度)	137 (R8年度)	健康推進課	健康推進課調べ
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の登録者数	1,256人 (R4年度)	1,600人 (R11年度)	福祉政策課	福祉政策課調べ
	シルバーリハビリ体操指導士養成数(累計)	10,039人 (R4年度)	11,700人 (R8年度)	長寿福祉課	長寿福祉課調べ
勤務問題に対する自殺対策の推進	健康経営に取り組む事業所数(年度末時点)	204事業所 (R4年度)	450事業所 (R11年度)	健康推進課	経済産業省「健康経営優良法人認定制度」
	県内企業の1か月あたりの所定外労働時間	10.8時間 (R4年)	8.5時間 (R7年)	労働政策課	厚生労働省「毎月勤労統計調査」